

令和 8 年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害防止対策については、平成 30 年から「死亡災害ゼロ」、「死傷者数 2,000 人未満（アンダー2,000）」を目標として、「アンダー2,000 みえ推進運動」を毎年展開している。

令和 7 年においては、三重労働局第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度～令和 9 年度）（以下「14 次防」という。）の計画年次 3 年目の取組として、死亡災害ゼロと死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和 9 年までに死傷者数 2,000 人未満の達成を目指し、新たに標語として「あせるな いそぐな おこたるな」を掲げて、「令和 7 年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」の名称により安全衛生推進運動を県内に広く展開したところである。

近年の災害動向等については下記のとおりであり、これらの課題等を踏まえた上で、三重労働局第 14 次労働災害防止計画の目標達成に向け、「令和 8 年死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」（以下「アンダー2,000 みえ推進運動」という。）を県内に広く展開する。

2 災害動向

（1）14 次防期間における動向

14 次防期間における死亡者数を 13 次防と比べ 5 % 減少させることを目標として推進しているが、過去最少となった 13 次防期間最終年の令和 4 年を底に、令和 5 年 11 人、令和 6 年 15 人と 2 年連続の増加となり、期間中の死亡者数は令和 7 年 11 月末現在 32 人で、業種別では、「建設業」、「製造業」、「道路貨物運送業」、事故の型では、「墜落・転落」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」の順に発生が多い状況にある。

14 次防における休業 4 日以上之死傷者数は、令和 4 年の 2,317 人と比較して令和 9 年までに減少に転ずる目標で推進しているが、令和 5 年 2,341 人、令和 6 年 2,343 人と、13 次労働災害防止計画期間を含めると 4 年連続の増加となったが、令和 7 年は 11 月末現在で前年同期に比べ減少傾向にある。

業種別では、「製造業」が最も多く、次いで「小売業」、「建設業」、「社会福祉施設」、「道路貨物運送業」、事故の型別では、「転倒」が占め最も多く、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」の順に発生が多い状況にある。

また、年齢別では 60 歳以上の高年齢労働者（以下「高年齢労働者」という。）の死傷災害が全体の 3 割を占めている。

（2）令和 7 年の動向

ア 死亡災害

令和 7 年 11 月末現在において 6 人で前年同期に比べ減少傾向にある。業種別では、製造業 3 人、商業 2 人、道路貨物運送業 1 人、事故の型別では、激突され及び交通事故がそれぞれ 2 人、墜落・転落災害及び崩壊・

倒壊がそれぞれ1人である。高年齢労働者の死亡者数は3人（令和7年11月末日現在）であり、死亡者数全体の50%を占めている。

イ 死傷災害

令和7年11月末日現在において1,942人で前年同期に比べ0.6%減少しており、年間の発生推計値は2,330人であるが、前年を上回るおそれも否定できず、2,000人未満の達成は困難な状況である。

業種別では、製造業609人、小売業281人、社会福祉施設256人、道路貨物運送業234人、建設業216人の順となる見込みであり、近年、増加傾向にある小売業、社会福祉施設についても、前年を超えるおそれも否定できない。

事故の型別では、転倒648人、動作の反動・無理な動作389人、墜落・転落322人、はさまれ・巻き込まれ234人、切れ・こすれ137人、激突107人の順となる見込みで、行動災害（転倒災害、腰痛等）は、死傷災害全体の4割を大幅に超える見込みである。

また、高年齢労働者の死傷災害の割合は、死傷災害全体の3割を超える見込みである。

3 実施期間

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

4 主催

三重労働局・各労働基準監督署

なお、各労働基準監督署においては、次の運動を展開する。

死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい【四日市署】

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー240 松阪&多気推進運動【松阪署】

アンダー530 津【津労働基準監督署】

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢【伊勢署】

令和8年度 死亡災害ゼロ・アンダー210 いが推進運動【伊賀署】

死亡災害ゼロ・アンダー100 くまの【熊野署】

5 標語

「あせるな いそぐな おこたるな」

6 最重点目標

14次防の4年目として、令和7年の死傷災害において、増加傾向にある「行動災害」及び「製造業」の死傷者の減少に向けて以下を最重点目標とする。

- ◆「転倒」前年比5%減少
- ◆「動作の反動・無理な動作」同5%減少
- ◆「はさまれ・巻き込まれ」同5%減少
- ◆「切れ・こすれ」同5%減少

7 重点事項

(1) 重点災害

- ①行動災害
- ②機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ③墜落・転落災害
- ④高年齢労働者の労働災害

(2) 重点業種

- ①製造業（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ②建設業（墜落・転落災害）
- ③道路貨物運送業（墜落・転落災害）
- ④小売業（行動災害）
- ⑤社会福祉施設（行動災害）

8 三重労働局の実施事項

- (1) 協力団体及び事業者団体への支援及び協力依頼
- (2) 上記5の標語を活用した安全衛生基本行動の周知
- (3) 三重県小売業 SAFE 協議会、三重県社会福祉施設 SAFE 協議会（以下「SAFE 協議会」という。）の運営を通じた業種団体等構成員への周知・啓発
- (4) 労働災害防止団体等で構成する『令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進会議』（以下「アンダー2,000 みえ推進会議」という。）の開催
- (5) 『令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会』（以下「アンダー2,000 みえ推進大会」という。）の開催（令和8年7月1日開催）
- (6) 『令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ」無災害1・2・3トライアル』（以下「アンダー2,000 みえ推進トライアル」という。）の実施
- (7) 全国安全週間、全国労働衛生週間等の実施期間中における労働局幹部によるパトロールの実施
- (8) 三重労働局ホームページに「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る特設ページの開設
- (9) 「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る周知・啓発用のグッズ（ポスター、チラシ等）の作製及び配布
- (10) その他、効果的な広報等の実施

9 労働基準監督署における実施事項

- (1) 上記7の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- (2) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 労働基準監督署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施
- (5) 年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

10 労働災害防止団体等の協力団体の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」、「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (4) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加勧奨
- (5) 労働災害防止団体については、独自の労働災害防止に係る目標設定と「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る計画的な安全衛生活動の実施

11 上記10以外の事業者団体等の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進運動」への支援及び協力
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」の周知

12 事業者の実施事項

(1) 重点事項に対する実施事項

①事故の型に応じた労働災害防止対策

ア 行動災害防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 機械化による省力可、アシストスーツ等の活用による腰痛予防

イ 機械災害防止対策

- (ア) リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施
(機械設備等の安全化及び作業方法の改善等)
- (イ) 掃除、点検、異常処置時等の機械の停止
- (ウ) カバー、安全装置の使用、有効保持

ウ 墜落・転落災害防止対策

- (ア) 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- (イ) 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- (ウ) トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- (エ) 「墜落災害防止強調月間（7月・12月）」の重点取組

エ 高年齢労働者の労働災害防止対策

令和8年4月1日施行の改正労働安全衛生法を踏まえた次の事項

- (ア) 身体機能を補う設備・装置の導入
- (イ) 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- (ウ) 健康状況、体力の状況の把握・対応
- (エ) 丁寧な安全衛生教育の実施
- (オ) エイジフレンドリー補助金の利用勧奨

②業種に応じた労働災害防止対策

ア 製造業

機械災害防止対策（前記①ウ）

イ 建設業

墜落・転落災害防止対策（前記①イ）

ウ 道路貨物運送業

墜落・転落災害防止対策（前記①イ）

エ 小売業及び社会福祉施設

行動災害防止対策（前記①ア）

SAFE 協議会を通じた、自主的な安全活動の促進

スライディングシート、スライディングボードの活用等による
ノーリフトケアの促進と腰痛予防

（２）年間安全衛生管理計画

前年（度）に取り組んだ安全衛生活動の検証及び検証結果を反映した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCA サイクルにより、継続的かつ計画的に安全衛生活動を推進する。

13 協力団体

- ・ 建設業労働災害防止協会 三重県支部
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部
- ・ 一般社団法人三重労働基準協会連合会
- ・ 一般社団法人日本ボイラ協会 三重支部
- ・ 一般社団法人日本クレーン協会 三重支部
- ・ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- ・ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
- ・ 三重県 RST トレーナー会
- ・ 各地区労働基準協会（桑名、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野尾鷲）
- ・ 公益財団法人介護労働安定センター三重支部